

富岡町社会体育施設 LED 照明更新事業者選定プロポーザル実施要領

本実施要領は、「富岡町社会体育施設 LED 照明更新業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務の受託者を選定するために富岡町が実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務の目的

富岡町社会体育施設の照明について蛍光灯から LED に更新を行い、電気使用量の低減、機能改善を行うことを目的とする。

(2) 業務名称

富岡町社会体育施設 LED 照明更新事業

(3) 業務内容

別紙「富岡町社会体育施設 LED 照明更新事業仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 業務想定金額

総額 60,000 千円（消費税及び地方消費税含む）を上限目安とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

2 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③ 本町における業務委託業者の選定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
 - ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない者、申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
 - ⑧ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者
- (2) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 選定の手順

(1) 選定の方法

選定は、参加者からの提案内容を総合的に評価して業務委託候補者を決定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

(2) 選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 7 年 8 月 22 日（金）	実施要領等の公表
令和 7 年 8 月 26 日（火）	LED 更新箇所現地確認
令和 7 年 8 月 29 日（金）	実施要領等に関する質問書提出期限
令和 7 年 9 月 5 日（金）	実施要領等に関する質問への回答
令和 7 年 9 月 12 日（金）	参加表明書提出期限
令和 7 年 9 月 24 日（水）	企画書等審査書類提出期限
令和 7 年 9 月 26 日（金）	ヒヤリング及びプレゼンテーション実施対象者への通知
令和 7 年 10 月 3 日（金）	ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施
令和 7 年 10 月 上旬	業務委託候補者の決定及び通知
令和 7 年 10 月 中旬	業務委託契約の締結

(3) 参加表明書の提出について

以下の書類を事務局（富岡町）へ電子メール（電子メール送信後は、電話でその旨連絡すること）、持参又は郵送（書留）すること。

電子メールの場合、件名は「富岡町社会体育施設防犯カメラ設置業務プロポーザル参加申込」としてください。

持参される場合、事前に電話にてご連絡ください。また、期間内の平日 9 時から 17 時までの時間帯をお願いします。

郵送の場合、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先（役場）へ確認してください。

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 企業概要書（様式第 2 号）

③ 業務実績書（様式第 3 号）

※提出部数は各 1 部となります。

【提出期限】

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時まで（必着）

(4) 質問の受付及びそれに対する回答について

本業務及びプロポーザル実施要領について、質問がある場合には、質問書（様式第 4 号）に質問事項を記入の上、電子メール（電子メール送信後は、電話でその旨連絡すること）又は持参により事務局まで提出すること。

【提出期限】

令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

【質問に対する回答について】

令和 7 年 9 月 5 日（金）までに電子メールで行う

(5) LED 更新箇所現地確認

社会体育施設の LED 更新箇所について現地確認日を設けさせていただきます。現地確認を要する場合は事務局にて立ち合いますのでご連絡くださいますようお願いいたします。

【現地確認日】

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 1 時～

集合場所：富岡町総合体育館前

(6) 企画提案書等の提出要請について

企画提案書等の提出要請は、参加表明書（様式第 1 号）提出者のうち、参加資格を有すると認められた者に対して、令和 7 年 9 月 17 日（水）に書面及び電子メールにて行うものとする。

(7) 企画提案書等の提出について

以下の書類（①～③）を事務局（富岡町教育委員会生涯学習課）へ持参又は郵送（書留）すること。なお、参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

① 企画提案書等：正本 1 部、副本 5 部、PDF データ

企画提案書（任意様式）に次のア、イの書類を添えて提出すること。

ア 事業計画書（任意様式）

イ 業務スケジュール（任意様式）

② 見積書（任意様式）：1 部、PDF データ

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

- ③ 事業者（提案者）の企業概要書（様式第 2 号）及び業務実績書（様式第 3 号）：
正本 1 部、副本 5 部、PDF データ

参加表明書の提出時のものを再提出すること。また、次のア及びイの書類を添えて提出すること。

ア 事業者（会社、団体）概要が分かるもの（既存のパンフレット等でも可）

イ 直近 2 期分の決算書又は税務申告

【提出期限】

令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時まで（必着）

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合、辞退したものとみなす

(8) ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施

ヒヤリング及びプレゼンテーションの実施は、町が設置する審査委員会にて行う。審査委員会は、5 名以上の委員により構成されるものとし、ヒヤリング及びプレゼンテーションの開催日時、場所、実施方法等については、参加者に対し別途通知する。

4 企画提案書等を特定するための選定基準等

(1) 応募書類の選定

提出された企画提案書等の選定は、別に設置する審査委員会が行う。審査委員会は非公開とする。

(2) 応募書類の評価（採点）

企画提案書等の評価（採点）は、書面審査及び参加者によるプレゼンテーションにより行う。

(3) 選定基準及び選定方法

次の選定基準に基づき、企画提案書を評価・採点し、その結果の最も点数が高い者を受託候補者に選定する。なお、事業の企画、運営は、発注者と受託者の協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、業務趣旨を理解した上での企画力、業務遂行能力を判断する。

また、審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

選定項目	選定基準	配点
企画提案	業務実施体制について	10 点
	施工体制について	10 点
	LED 照明について	20 点
	保守管理体制について	10 点
	独自のセールスポイント等	15 点
参考見積	上限額と見積額との差	5 点

業務実績	過去に実施した同種業務の実績	10 点
	担当者の上記業務に携わった実績、専門知識	10 点
プレゼンテーション	提案内容を説明、質疑応答等の対応能力及び 取組み意欲等	10 点
合 計		100 点

(4) 選定結果

選定結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(5) 選定対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 2 に記載する参加資格を満たさない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2 案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について事前協議を行った場合

オ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

5 契約に関する事項

(1) 受託候補者に選定された者は、その旨の通知した後、契約の締結交渉を行う。

(2) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て富岡町に帰属するものとする。

6 その他の留意事項について

(1) 企画提案書等提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類については返却しない。

(3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。

(4) 企画提案書等の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

(5) 本要領に関して富岡町から受領した全ての資料及び本業務の成果物は、町の詳細を得ないで公表、又は使用してはならない。

7 プロポーザルの中止

やむを得ない理由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合においては、中止とする場合がある。中止の場合、プロポーザルに要した経費の請求は認められない。

8 事務局（提出及び問い合わせ先等）

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1（富岡町文化交流センター内）

富岡町役場教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話: 0240-22-2626（内線 3233・3234）

事務担当：郡山、小林

電子メール：tom7100-0@tomioka-town.jp